（提携事業者用）

様式１

令和　　年　　月　　日

参加申請書兼誓約書

（あて先）千葉市長　神谷　俊一　様

千葉市役所新庁舎食堂、売店及び自動販売機運営事業者募集について、関係書類を添えて参加申請します。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約し、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議ありません。また、千葉市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約し、当該事実を確認するため、千葉県警察に照会されても異議ありません。千葉市内において、都市計画法に違反していないことも併せて誓約します。

　なお、裏面に記載の応募条件のすべてを満たしていることを誓約します。

所在地

商号・名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

部署名

担当者名

電話

ＦＡＸ

Ｅメール

参加資格

私は、次に掲げるすべての参加資格を満たしていることを誓約します。

また、参加申請書等の提出後、当該公募型プロポーザルに関する事項について、不明な点があったことを理由として、異議を申し立てることはしません。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

　　ア　手形交換所による取引停止処分を受けた日から、２年間を経過しない者。

　　イ　当該業務の企画提案書の提出期限日の前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

　　ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

　エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

　　オ　市から指名停止処分を受けている者

　　カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

（２）国税、地方税のいずれも滞納していないこと。

（３）法人等（法人又は団体をいう。）又はその役員等（法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は第９条第１項に規定する暴力団密接関係者その他公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

（４）食堂、売店及び自動販売機を全て運営できること。※一部事業のみの応募はできません。

（５）継続企業の前提に関して重要な疑義が生じていないこと。

（６）応募者（提携事業者がいる場合はいずれか）が屋内での飲食店営業を参加申請書提出の時点で実施していること。

（７）応募者（提携事業者がいる場合はいずれか）が売店営業を参加申請書提出の時点で実施していること。

（８）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づく飲食店営業許可その他必要な許可を有しており、食堂及び売店運営に必要な営業許可が受けられる見込みがあること。

（９）食品衛生法又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、参加申請書提出の時点で２年を経過していること。

（10）食品衛生法第５５条又は第５６条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して、参加申請書提出の時点で２年を経過していること。

（11）営業に関し法律上必要とされる資格、免許を有する者を従事させることができる者であること。

（12）従業員の雇用及び使用者として、労働基準法その他労働諸法令、社会保険諸法令、最低賃金法その他従業員に対する法令条理責任の全てを負い、責任を持って労務管理することができる者であること。

（13）運営に必要な衛生管理ができること。

（14）応募者が、本事業に重複して申し込みをしていないこと。（他の応募者の提携事業者になることを含む。）